

我が師 泉久雄先生

弁護士 須田 唯雄

私の泉先生に対する思いを室報に載せて頂く機会を与えて下さった室員の先生方にまず感謝申し上げます。

先生に出会ったのは3年生になった昭和47年4月だった。

それまでは、スキーに行ったり、麻雀をしたり、野球を観たり、安部公房、高橋和巳を読んだりして遊んでいた。法律についての配線など全くできていなかった。

4月にゼミに入れてもらえることになったので先生が書いた、『相続人・相続財産(総合判例研究叢書民法26)』(有斐閣)を買った。見て驚いた。何だ何だこれは、こんなに多くの判例をどうして集めたのだ、書き写してでもきたのか、それにこれに対する学者の考えまで書かれている。ただただ驚いた。

十数人のゼミが始まりその著者である先生ご本人がいた。初めて顔を見たが難しそうで何かに耐えているような顔をしていた。やっぱりなと思い、目立たぬよう有名人を見るように好奇の目で先生を見ていた。ゼミ生が一人一問やるようで「君は相続と登記の問題をやりなさい」というのでそうした。これを教材として私の頭に民法の考え方を配線してくれた。まず事実を正しく把握すること、事実など面倒なので大雑把に述べていると不機嫌な顔をした。学者によって考えが違うが、何故違うのかその理由を考えること、そのうえで自分の考えはしっかり持つこと、こう配線してくれた。先生は「悪意」の意味、判例とは大審院、最高裁のをいうこと、摘出子はてきしゅつと読むべきこと、孫引きしてはいけないことも教えてくれたが、私の頭に配線工事をしていい加減な私を更生してくれたのが大きかった。この経験が泉先生と法律学との出会いであった。

昭和49年3月に卒業して昭和54年10月に司法試験に合格して昭和57年4月に弁護士になった。司法試験の勉強はアルバイトをして生活費を稼ぎながらしていたので勉強をする時間もそうなかった。A説、B説、何々説など勉強をしている時間など

ない。論述試験では先生の教えに従い、事実を正しく把握し、問題点を見極め、自分の考えをしっかりと書くようにした。挫けそうになった時もあったが先生の総合判例研究叢書の苦勞に比べれば何てことはなかった。

弁護士になってしばらくして、大学院で泉先生に教わった先生方やゼミ卒業生が年に1回集まる会合が開かれるようになった。後に先生が白水会（はくすい会）と命名し、私の1学年下の森君の計らいで今年の4月まで続いていた。これには多くの方々が出席していた。先生の人徳なのであろう。私が知っている先生は、しかめっ面をして学者の矜持を持っていた方だったが、意外と人懐っこい面もあったのだ。初めて見る笑った顔はキューピーちゃんのように可愛かった。先生はきびしそうな顔をしている写真が気に入り、これを遺影に使わせてもらったが、笑った顔の方がいいのに、と思った。

白水会とは別に先生が退職された後は先生を囲んで数人で酒を飲みながらたまに談笑もしていた。地裁はもはや行政官庁のようですと言うと、それは財産法は理論が進化して、事実認定だけやればいいからだよと教えてくれた。それに比べ家事事件は現実の生活やら倫理感があり難しいと言ったら、ようやく解ったかというような顔をしていた。何故こんな難しい分野を選んだのですかと聞いたら、ただ黙って美味そうに酒を飲んでいた。が、その顔ももう見るできない。今年の白水会の2週間後位に訃報に接したのだが、気が動転してかゼミに入ったときのことが思い出され、当時気に入っていたセルジオメネズとブラジル66の「マシケナダ」が何故か耳に響いてきた。

悲しいがさびしくはない。先生が皆に書いてくれた「これ渾身、平成10年10月、白水」という色紙は私の机の左側にあるし、注釈民法、相続法等多数の本の中に先生は存在する。また私の頭の中に入り込み、真摯たれと私を律し、キューピーちゃんのような笑顔で私を支えてくれている。おかげで、渾身の力を発揮することができる。

さようなら我が師泉久雄先生。

不一